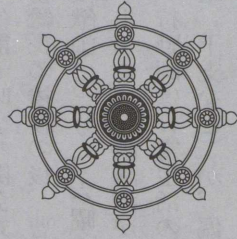


1961年1月16日第3種郵便物認可 1997年10月1日 第432号 (毎月1回1日発行1部50円)

(加盟団体関係者の講読料については、負担金に含まれている。)



全 仏

仏暦2540年10月
(1997年)

NO.432



7月3日、真言宗智山派宗務庁大講堂で開催された
第17回同和研修会 (関連記事2頁)

財団 法人 **全日本仏教会**

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

第十七回 同和研修会

『「六曜」迷信と部落差別』をテーマに 狩野俊猷師(曹洞宗円通院住職)が講演

去る七月三日、第十七回同和研修会が、八十余名の参加者を得て真言宗智山派宗務庁大講堂で開催された。

午前十時より開会式が行われ、本会荒川事務総長の挨拶の後、曹洞宗円通院住職、狩野俊猷師により『「六曜」迷信と部落差別』をテーマに、基調講演が行われた。

狩野師は日常生活の中で、様々な迷信(六曜、干支など)が、偏見ひいては差別の根拠となっていることを、身近な例話を引いて分かりやすく話された。

また自分のいのちが「授かったもの」「かけがえないもの」であって、干支や誕生日などの、本人に責任がなく変更できないもので人の性格を規定したり、行動の責任を転嫁したりする考え方の誤りを指摘した。そしてここから、生まれた所で差別されるといふ部落差別が、何の根拠もなく絶対にあつてはならないこと、いのちの尊厳を説く宗教者として、撤廃に努力すべきことを、重ねて強調し

た。

昼食をはさみ午後からは、八つの分散会に分かれ、座長を中心に研修が行われた。そこでは、「六曜」などの迷信に対しての各自の

第三十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究会

去る七月二十五日午後一時より、曹洞宗宗務庁研修道場で、第三十四回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が開催された。

開会挨拶に続き、曹洞宗人権啓発ビデオ作成委員会による、人権啓発ビデオ「一宗教と部落差別問題Ⅱ―悪しき業論 その差別思想を問う」が上映された。ビデオは、「悪しき業論」に基づく差別戒名等の諸差別事象、厳しい部落差別の現状、宗教教団自身による差別文書調査回収などへの取り組みなどが、映像と音声により、詳細かつ効果的に編集されていた。

認識、また現代社会における様々な迷信と、部落差別との関連性について、参加者各人から意見と質問が出され、研修が進められた。

その後、会場を再び大講堂へ移し、会場を提供頂いた、真言宗智山派の小林総務部長より挨拶があり、その後、各分散会の座長から報告の後、活発に意見交換が行われた。そして「六曜」などの迷信の研究と、部落差別との関連を正確に認識する必要性が確認された。最後に、佐々木同和委員長より挨拶があり、午後四時半に閉会となった。

次に、曹洞宗人権啓発ビデオ作成委員会委員で駿河台大学助教授の門馬幸夫氏より、「業・旃陀羅問題」で問われているものをテーマに報告が行われた。続いて、同じくビデオ作成委員会委員、聖心女子大講師の井枳碧氏より、「業」問題を通して考える宗教と性差別について、資料を提示しながら報告が行われた。そして、報告者に対しての質疑応答に続き、今回のビデオ制作プロデューサーの大熊照夫氏より挨拶と経過報告があった。

最後に、佐々木同和委員長の挨拶の後、午後四時過ぎに閉会となった。

税務委員会

去る九月五日午後三時から、明照会館会議室で、第一回税務委員会が開催された。

荒川事務総長と星委員長の挨拶、委員の自己紹介に続き議事が進められ、別記の平成十年度税制改正に関する「要望書」を与党三党

要 望 書

平成10年度税制改正の審議にあたり、本会は下記の点を強く要望致します。

【要望事項】

- (1) 公益法人等の収支計算書提出制度（租税特別措置法第68条の6）の廃止
- (2) 公益法人等の預貯金等より生ずる果実に対する非課税制度の堅持
- (3) 公益法人等の営む収益事業の範囲の不拡大
- (4) 公益法人等の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ及び損金算入限度額の引き上げ

【理 由】

宗教法人が、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いを旨として存在する以上、当然の帰結でございます。また、宗教法人法第6条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来、営利を目的としたものでなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものがございます。

もとより、国家財政に協力することは宗教法人として当然のことでございますが、しかし、「税制改正」の名のもとに無原則に宗教法人に対する課税強化がはかれるとするならば、宗教活動を縮小させ、宗教のもたらす精神文化の高揚に著しい支障をきたすとともに、ひいては憲法に保証されている「信教の自由」「政教分離」の原則さえ脅かしかねない懸念するものであり、このような税制改正は、宗教者として絶対に容認できるものではありません。

ご承知のとおり、一昨年の税制改正において、非課税である宗教法人（年間収入8,000万円以下の法人を除く）について所轄税務署へ収支計算書提出を義務化させるという制度（租税特別措置法第68条の6）の導入が決定され、平成9年1月1日以後に開始する事業年度の収支計算書について適用されることになりました。この制度につきましては、宗教活動に対する権力の介入を許すことに繋がりがかねないものと憂慮の念を禁じ得ません。因に、収益事業を営まない宗教法人は非課税であり、所轄税務署にとっても収支計算書は不必要なものと思料致します。

つきましては、平成10年度の税制改正に当たり上記事項につき強く要望致しますとともに、宗教法人法第84条にも示されておりますとおり、宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

へ提出することが決定された。

また、十月三十日（木）午後二時より、明治記念館で開催される、日本宗教連盟主催「第十四回宗教と税制シンポジウム」について説明された。

事務局長録事

一九月一

二日 局内会議

五日 税務委員会

六日 部落解放研究所宗教部会例会出席

八日 局内会議

九日 同和委員会

十日～十一日 四十周年記念行事打ち合わせ

十一日 法律相談室

十六日 日宗連理事會

十八日 局内会議

二十三日～二十九日

阪神・淡路大震災被災地支援名筆展

二十五日 法律相談室

1998年版

9×14cmのポケットサイズ

全仏手帳

定価 **700**円

お申し込みは
全仏手帳係

改定宗教法人法の実務 (下)

長谷川 正浩

次に、何が収益事業になるかということですが、いろいろ議論がありますので、重要な所だけ申しあげておきます。

今、税務署があちこちで問題にしておりますのは、お墓のバックマージンです。お墓のバックマージンが収益事業になるのは、石屋にお客さんを、お寺が紹介した時だけです。

ですから石屋にお客さんをお寺が紹介しない場合、典型的な場合として、大々的な霊園をやっておられて、石屋が広告宣伝をして、自分でお客さんを探して来て、そしてお寺の墓地に、この人のお墓を立てさせてやって下さい、というような場合には、収益事業になりません。

霊園事業などでなくても、そのお寺の檀家になる、檀信徒になるという前提のもとで、石屋が自分のお客を探してきて、お寺に紹介してくれるという場合も、これも収益事業になりません。

それからよく間違っているのは、収益事業に使っていた土地や建物を処分した時の売買代金収入です。たとえば有料駐車場に使っていた土地を処分して、その売買代金でお寺の本堂を建て替えるということが、ままございしますが、その代金収入は収益事業収入にはなりませんから一銭の法人税もかかりません。

また、率では少ないのですけれど、土地を、お寺が貸している場合に、固定資産税と都市計画税の三倍以下の地代をもらっている場合には収益事業にはなりません。ここまでは皆さんご存じだと思いますが、三倍以下の地代では、地代収入が収益事業にならないだけではなくて、更新料とか、あるいは借地権が譲渡される時に、地主がいたたく承諾料、あるいは木造の建物から鉄筋コンクリートの建物に建て替える時の条件変更料、これは何千万円、何億円もらっても一銭の法人税もかかりません。ですが、これを間違えて時々、税理

士さんが申告をしてしまうということがありますので、お間違えのないように。
それから席貸し業、ご葬儀とか法事とか、他寺院の檀信徒に施設を貸すというような場合には、そのお寺の住職もしくは、そのお寺に所属する僧侶の方が出仕すれば席貸し業にはなりません。

出仕しているかどうかというのは、税務署の見解では、葬式が始まり、お導師が入場された時から、お導師が退堂される時までの間に出仕しておるといふことなのです。我々は、始まる前に参加しても、出仕だといっているのですけれども、なかなかそこは認めていただけません。

もし頻繁に、他寺院の檀家さんに、お葬式などで本堂とかあるいは葬祭場を貸されるようなお寺がございましたら、必ずそのお寺の住職、あるいはそのお寺に所属する僧侶が、お焼香の最初に出て、そこを葬儀屋さんに頼んで、ポラロイド写真に撮り、その写真を領収書の控えにホチキスでとめておくということとをされるとよいかと思えます。最近の税務署は、会葬者に混じってお焼香に来て、出仕しているかどうかを確認してから、調査に来る場合もございします。

次に備え付けておかなくてはいけないのは、貸借対照表でございます。これは、作っても

作らなくてもいいものでございますので、ほとんどのお寺では作っていないだろうと思います。あまり改定と関係ございません。

それから、境内建物に関する書類。これは新たに今回の改定によって付け加えられたものですが、所轄が文部大臣になるか、都道府県知事のままに据え置かれるかを、判断するためのものです。通常は財産目録に境内建物は書かれる訳ですが、借家で境内建物をお持ちのお寺は、財産目録に出て参りませんので、この境内建物に関する書類という所に、お書き頂くこととなります。

それから責任役員会などの議事録。これも作らなければいけなかった訳ですが、案外作っていない場合が多くございます。

自分が任職をやっている立場から申ししますと、法類とか干与人など、他寺のご任職に、責任役員をやっていた場合、一々会議にお呼びするのは忙しくて、ご迷惑になるだろうということ、呼ばないことがあります。これからはきちんと呼んで、あるいは自分が責任役員の立場なら、必ずそういう会議には出かけて行って、きちんと発言をして議事録に残しておかないと、責任を負わされるという時代になって参りました。最近では法律上の責任が発生すると直ちに裁判所へ訴えることも結構ございます。

それから事務処理簿というのが備え付け書類の中にありますが、特に宗教活動に関する事務処理簿と、財産の管理運営に関する事務処理簿を、これからは分けて別の帳面に記載するようにしていただきたいと思えます。

なぜかと申しますと、宗教活動に関する事務処理簿は、檀信徒のプライバシーや、秘密が多く書き込まれている場合がございます。こういった僧侶が職務上知り得た他人の秘密は、みだりに第三者にもらすと秘密漏洩罪という、刑法上の罰を受けることとなります。最後は、宗教活動以外の事業に関する書類

でございます。これは宗教法人とは別に学校法人とか、あるいは、社会福祉法人を作って幼稚園や保育園をやっておられるというような場合は含みません。

役員名簿と財産目録、および収支計算書を作らなければならぬお寺、あるいは収支計算書の作成を免除されているお寺でも、作っている場合には、それらを毎会計年度終了後の四カ月以内に所轄庁、つまりほとんどの場合は、都道府県知事に届け出る必要があります。

さて、今回の宗教法人法改定で、檀信徒その他の利害関係人から請求があった場合には、これらの書類を見せなければいけなくなりました。

この点でこれから実務上、注意しなければならぬことをお話しします。まず、檀信徒その他の利害関係人というのは一体誰を指すかということでございます。文化庁宗務課の見解では、それは各宗教法人で決めて下さいということでございますので、これからは檀信徒名簿、信者名簿というものを各お寺に合わせて整備しておいた方が良くと思います。

そのお寺の寺院規則でなくても結構ですが、規定でどういう人を檀信徒といい、どういう人を信者というのかということをお決め頂くと良いと思います。

例えば四国八十八ヶ所の霊場のお寺さんで、三年に一度お参りに来る人は信者というのかどうかですね。あるいは昨日、賽銭を一円入れておいた人でも、私も信者だと言ってくるかもしれません。で、そういう時に「あなたは信者ではありませんよ」ということが、ちゃんとと言えるようにしておく。

その場合に何が基準になるかと申しますと、私の考えでは、例えば葬儀をきちんと檀那寺に依頼しておられるかどうか、寺院の墓地を使用しておられるかどうか、護持会費を一定の期間払っておられるかどうか、あるいは寺の行事には基本的に参加しておられるかどうか、関西の方ですと、月参りをきちんと依頼しておられるかどうか、というようなことが、

一つの基準になるかと思えます。

このうちのいくつかを満たした場合には、檀信徒、あるいは信者というようにして、信者名簿をきちんと整備しておくと思いいかと思えます。

ほとんどのお寺では、名簿はあるはずですが、それは檀家名簿、家単位になっておりますので、これを機会に、個人単位にされるということが望まれるんじゃないかと思えます。

次に、その他の利害関係人というのは誰が入るのかということでございますが、これがなかなかの問題でございます。文化庁では、法人と継続的な雇用関係にある教師、これはお坊さんを雇っている場合を言っているのかもしれませんが。それから、債権者、例えば掛けでお酒を買ったという場合には、酒屋さんも債権者であります。借地人も債権者であります。私は、信者その他の利益関係人の中に、債権者は入らないと考えております。

次に保証人、お寺は保証人を立てるということはあまりないかもしれませんが。それから包括法人、こういったものが入るといっております。

信者その他の利害関係人と法律がいつているのは、趣味で書類を見たいというような人まで保護する必要がないということです。そ

のお寺の備え付け書類を見ることによって、特定の目的が達成される、その特定の目的は何かというところ、この法人の監督は正権を行使するためのものだと私は考えます。

信者その他の利害関係人から要求があった場合、その要求が閲覧することに正当な利益がある場合、それから閲覧請求が不当な目的でない場合、備え付け書類を見せるわけですが、実際には何が正当な利益で何が不当な目的なのかということがさっぱりわかりません。

そこで私は、監督は正権を行使するということが正当な利益であり、それ以外の目的があったらば、それは不当な目的であるというように解釈する訳であります。

文化庁宗務課は、例えばお寺の情報を第三者に流すというような目的でやる場合は、不当な目的だということを言っております。

次は、実務的に閲覧請求権が行使されてきた場合にどうするかという問題が残ります。まず、各お寺で閲覧請求書というものを作っております。閲覧の目的、自分がそのお寺とどういう関係にあるのか、つまり信者その他の利害関係人を判断できる要素ですね、さらに住所、氏名、それから近親者、何を見たいのかということを書いていただく。

申し出があったらすぐにその場で見せる必要はありませんから、一週間なり十日間なり

よく検討をして、場合によっては責任役員会にかけて、その結果、必要なだけお見せする。この場合に見せるものは、この前述の九種類だけでありまして、それ以外の書類は見せる義務はありません。もちろん見せたって良い訳ですけれど、断ることができません。

例えば金銭出納帳とか、預貯金の通帳、土地台帳だとか、什器備品台帳だとか、あるいは伝票といったような、この九種類の書類に付随するような書類ですね。

見せる見せないで争いになりますと、最終的には閲覧希望者が裁判所に訴えるということになり、裁判で争われることになります。

それから宗教法法人法の改定とは関係ございませんが、租税特別措置法が改定されて、年収八千万円を超える収入のある宗教法法人は収益事業をやっていないとしても、今後は決算時から四ヵ月以内に、税務署に収支計算書を提出しなければならなくなりました。最初五千万円以上といわれていたのですが、宗教法法人上の収支計算書の作成を義務づけられている数字と同じになりました。これを、税務署へ提出する義務は宗教法法人だけでなく、その他の公益法人全部であります。このことについては、実は宗教法法人法の改定に目を奪われて、あまり目を向けておりませんでした。非常に残念なことだと思えます。



長谷川正浩弁護士

それから今回の改定で、こういった仏教界、宗教界で、話をさせていただいている時は、あまり問題にならないのですが、日本弁護士連合会の中に、消費者問題の委員会というのがあります。その中に「消費者と宗教部会」というのがございまして、ここは、宗教を利用した金儲け集団から、消費者をどう守るかという対策を練っている所でございますが、今回の改定は全く生ぬるいということを言っています。

先ほどの収支計算書を作るかどうかが八千万円を基準にしたということにつきまして、例えばお檀家さんの中で、年収四百万円の魚屋さんでも、年収三百万の八百屋さんでも収支計算書に相当する損益計算書を作っている。それにも拘らず、そういう人たちにお説教をされるお坊さん方が、八千万円が基準だなんというところは、一般の常識に反する、と言っております。

全 例え、お布施には必ず領収書を発行する、

あるいは短期間の間に献金しろということを書かない、というようなルールを宗教界の中で作って貰えないかと、二年位前から一生懸命提唱しております。ところが、伝統教団を始めとして、宗教界の反応が全くないということ、彼らは失望致しまして、現在は、宗教界の中にそういう規準を作ってもらうことは、あきらめております。我々が見捨てられてしまったのか、何ら手を組むに足らずと思われたのかもしれない。

そういう人たちの会合に行きますと、私なんかは、やり玉にあげられる方でございます。例えば、収支計算書を作る作らないの境目が八千万円だとか、あるいは某宗では寺院規則を備えつけていないお寺が、二十パーセントありました。これは相当大きな数字です。

そういうことについて、日弁連の同僚の弁護士に、次のように私は弁解をしている訳であります。それは宗教法人法の歴史は、ただか五十年、それから財産目録だとか、貸借対照表だとか、収支計算書は、日本ではせいぜい明治以降であります。

ところが、伝統教団のお寺は、貸借対照表などなくても、あるいは寺院規則などなくても、立派にやって来た。後になって法律ができ、貸借対照表ができ、あるいは収支計算書ができた訳です。八百屋さんや魚屋さんは、

そういうことではない。八百屋さんや魚屋さんは損益計算書を作らないと儲かっているのかいなのかわからないから作る。必要があるから作る。しかし、宗教法人は特に伝統教団は貸借対照表や収支計算書は必要がないから作らないのだ、とっている訳ですね。

ところがやはり、これはあまり、パンチの効いた反論になっていない。そういった現状を十分知っておいて、日頃の寺院運営に携わっていかねばいけないと思っております。最後になります。書類を作成しなかったり、備え付けなかったり、あるいは書類に不実の記載をしたり、あるいは所轄庁に書類の提出を怠ったりした場合には、一万円以下の過料に処せられます。これは刑事罰ではありませんので、前科にはなりません。信者その他の利害関係人に書類を見せなかった場合には、過料にもなりません。

では、一万円を払えば知事に書類を届ける必要はないのかというと、そういう訳ではありません。これは例えば、子供が生まれますと、一週間以内に市町村長に届けないと過料に処せられます。これもたしか一万円か二万円だったと思いますが、過料さえ払えば、出生届をしなくても良いわけではない、ということと同じであります。以上でございます。

全日本仏教会財団創立四十周年記念大会 第三十七回 全日本仏教徒会議

十月十六日午後一時より兵庫県立文化体育館で開催

●記念大会

【第一部】「阪神・淡路大震災」物故者追悼法要

日時＝1997(平成9)年10月16日[木]午後1時～2時

会場＝兵庫県立文化体育館(神戸市長田区)

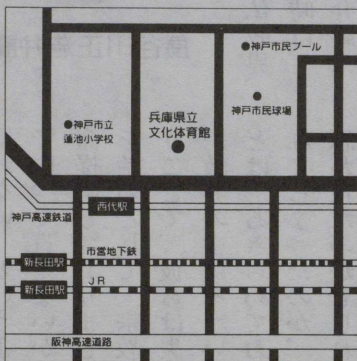
法話＝成田有恒浄土宗宗務総長(作家・寺内大吉)

【第二部】被災者支援清興(アトラクション)

出演者＝三遊亭圓歌師匠・柳屋とし松師匠・

三遊亭小円歌師匠

○参加希望の方は、全日本仏教会までお申し込み下さい。



兵庫県立文化体育館
神戸市長田区藤池町1
電話:078-631-1701
JR/市営地下鉄「新長田駅」
東口下車
阪神/阪急/山陽「西代駅」
北口下車

阪神・淡路大震災被災地支援バザー 物品提供大募集

10月16日に向け、阪神・淡路大震災被災者支援バザーを被災者仮設住宅地等で行います。

ご提供下さる支援物資は未使用・新品を。送付の場合「全日仏」と明記下さい。送料は提供者ご負担でお願いします。バザー提供物品送り先は以下の通りです。

◎生活雑貨

〒653 神戸市長田区御蔵通5-5

阪神・淡路大震災「仮設」支援NGO連絡会(担当:村井)

電話 078-578-6921

FAX 078-578-6923

生活雑貨(タオル・シーツ・石鹸・陶器類など)を受付。果物、根菜類(イモ類・タマネギ等)は10月8日以降に。生ものはご遠慮下さい。

◎衣類

〒387 長野県更埴市稲荷山905

「Support KOBE」(担当:宮坂)

電話 026-272-3520

FAX 026-228-7663

(午前10時～午後6時)